

検討の進め方

検討の視点

(1) 違反行為に対して十分な抑止力が確保されていること

違反行為を行った事業者等については、行政処分や刑事処分が課(科)されるが、これらの処分は、違反行為を抑止する観点から、十分なものでなければならない。

(2) 実効的な法執行が可能な制度であること

違反行為を行った事業者等に課され得る処分が十分であっても、実際に処分がなされなければ抑止力が確保されず、実効的な法執行が可能な制度であることが重要である。

(3) 行政処分に際して適正手続が保障されていること

独占禁止法の法執行の中心をなすのが公正取引委員会による行政処分(排除措置命令・課徴金納付命令)であるが、その際に、公正で透明な手続が確保されることも要請される。

((2)(3)の両者に関連して)

適正手続に配慮しつつ、いかに実効的な法執行を確保していくかという視点が重要である。

(4) 国内の他の制度や外国の制度とも比較しつつ検討すること

我が国において参考となると考えられる制度(税法、証券取引法(金融商品取引法)等)と比較しつつ検討することは有益である。また、海外主要国の制度との比較も参考となるが、その際には、単に競争法だけで比較するのではなく、それぞれの国における基本法制(司法制度や行政手続)の在り方の相違も踏まえて比較・検討が行われるべきである。

1 違反抑止のための行政上の措置

違反抑止のための行政上の措置としてどのようなものが考えられるか。

2 行政上の措置と刑事罰との関係

(1) 行政上の措置であれば、どのようなものでも刑事罰と併科して二重処罰禁止に当たらないか。二重処罰禁止に当たる行政上の措置があるとすれば、それはどのようなものか。

(2) 個別の行政上の措置と刑事罰の併科が二重処罰禁止に当たらないとして、政策論としてどう考えるか。

ア．併科の意義と問題点

イ．金銭的不利益（以下「違反金」という。）への一本化（法人処罰は廃止）の意義と問題点

*** 併科方式、一本化方式のいずれを採用するかは、3、4の検討を終えてから再度検討**

3 違反金の在り方

(1) 違反金の性格をどのようなものとしてとらえるか。

(2) 違反金の算定方法（考慮要素、裁量性の程度、不当利得相当額と関連させるべきか）はどう在るべきか。

(3) 違反金の対象となる行為類型を見直す必要はあるか（私的独占（排除型）や不公正な取引方法（の一部）を対象とすべきか）

(4) 上記(1)～(3)について、併科方式と一本化方式で結論は異なるか。

4 違反金とその他のサンクション等との関係

違反金と他の行政処分、損害賠償等との関係はどう在るべきか。

5 審査・審判手続、司法審査の在り方

(1) 強制調査はどう在るべきか。

(2) 処分の際の事前手続、処分に対する不服審査、司法審査はどう在るべきか。

(3) (審判制度が維持される場合) 審判官はどう在るべきか。

(4) 審査（審判）における適正手続保障はどう在るべきか。

(5) 排除措置命令と課徴金納付命令が別個の手続となっていることをどう考えるか。

(6) 上記(1)～(5)について、併科方式と一本化方式で結論は異なるか。

6 不公正な取引方法に対する措置の在り方

(1) 刑事罰の対象とすべきか。

(2) (違反金・刑事罰の対象とする場合に) 不公正な取引方法の規定を見直す必要があるか。

7 その他の論点

(1) 独占禁止法において消費者政策はどのように位置づけられるか。

(2) その他の違反抑止制度はどう在るべきか(民事訴訟の在り方、違反事業者の代表者に対する処分等)。

(3) 公正取引委員会が行う警告・注意はどう在るべきか。

(4) 公共調達における入札談合問題への対策はどう在るべきか。

(5) その他